

Title	尹徳敏君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1991
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.64, No.9 (1991. 9) ,p.160- 169
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910928-0160">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19910928-0160</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 尹徳敏君学位請求論文審査報告

## 一

尹徳敏君の提出にかかる学位請求論文「日米沖繩返還交渉と韓国外交―沖繩返還にみる韓国の安全をめぐる日米韓の政策研究」は、従来日米関係の文脈でのみ分析されることの多かった沖繩返還交渉を、はじめて日本、米、韓、ならびに韓国の三カ国の関係において分析検討した本格的な研究である。ここでは沖繩返還が北東アジアの安全保障に与えた影響がとりわけ重視されて論じられている。日米戦争の結果としての沖繩の米国による占領を終わらせ、それを日本の施政のもとに復帰させるといふ沖繩返還交渉は、戦争の結果を平和的に変更するという意味で世界史に類例をみない出来事であった。しかしながら沖繩の施政権の日本への返還は、沖繩における米軍基地の存在のために韓国にとっては座視できない事態の展開となった。なぜなら韓国は朝鮮戦争の停戦以来、朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮と記す）の大きな軍事的脅威に直面してきていた。そうした韓国をめぐる厳しい安全保障環境のなかで、仮に沖繩の日本への返還が、米国の朝鮮半島に対する安全保障上の関与を担保する

米軍基地の機能に影響を及ぼすものであれば、韓国としてはその安全保障上の悪影響を最少限にとどめる必要に迫られるからであった。

この論文における尹君の問題意識は、一九六九年一月の佐藤・ニクソン共同声明において「韓国の安全は、日本自身の安全にとって緊要である」と謳われたいわゆる「韓国条項」に日米韓三国の利害が凝集されているとの認識から出発している。

したがって韓国の安全保障を確保する問題こそが、沖繩返還交渉が極東国際政治に投げ掛けた最も重要な問題であったとするのである。そして日米韓三国間において沖繩返還がもたらす極東の平和と安定の枠組に対する影響が、どのような形で調整されたかを説明することが本論文の中心的な課題となっている。

言うまでもなく沖繩の米軍基地は一九五三年の朝鮮戦争の休戦以降、韓国の安全保障に大きな役割を果してきていた。沖繩返還はこうした韓国の安全にとって重要な役割を担ってきていた沖繩が、米韓相互防衛条約の適用範囲から離れることを意味した。さらに米韓との返還交渉において佐藤政権が米国に対して「核抜き、本土並み」という基地使用に関する条件を貫徹することにすれば、それは沖繩基地が日米安全保障条約の適用下に置かれることによって使用の制限によって、基地機能の低下を招来することが明らかであった。このため韓国の防衛を目的とする米軍の沖繩基地の使用のあり方をめぐらる問題は、日米の沖繩返還交渉の最大の争点となった。そして韓国政府もことが

自国の安全保障にかかわる以上、沖繩返還問題に重大な関心を払わざるを得なかった。その返還がもたらすであろう韓国への安全保障上の影響を日米韓三国政府が如何にして調整していったのかを明らかにすることがこの論文の最大課題となっている。そして行論の過程において、さらに以下のような関連する問題の細目が論じられている。それらは(一)韓国政府の沖繩返還交渉に対する政策と、ことに日本国内の米軍基地の使用の態様に関する韓国の立場。(二)米国のニクソン政権の新たなアジア政策の展開の中での沖繩返還の位置付け。(三)「韓国条項」の成立過程。(四)「核抜き」返還の国際政治における含意と、沖繩に存在した核兵器の韓国移転、などの問題である。以上のような問題意識と研究目標のもとで、本論文は次のような構成をとっている。

序章 日米沖繩返還交渉と韓国外交

- 1 沖繩返還の歴史的背景
  - 2 研究の意義
  - 3 問題の所在
  - 4 研究の構成
- 第一章 朝鮮半島をめぐる情勢——ニクソン政権登場以前
- 第一節 北朝鮮の武力革命路線
- 1 武力革命路線の展開
  - 2 武力革命路線の動機

3 韓国政府の情勢判断

第二節 プエブロ号事件と米韓摩擦

1 プエブロ号事件の概要

2 米韓摩擦

3 ジョンソン・朴米韓首脳会谈

第三節 韓国の自主外交への道

1 米国の新孤立主義的傾向と韓国の懸念

2 集団安全保障構想

3 対日本協力関係の強化

第二章 ニクソン政権の新極東政策構想

第一節 国際情勢の変化と新政権の課題

1 ベトナム戦争の矛盾

2 中ソ紛争

3 新政権の課題

第二節 ニクソン・キッシンジャーの構想

1 勢力均衡への模索

2 对中国関係改善への模索

3 ニクソン・ドクトリンへの道

第三節 新政策構想の意義

第三章 米国の新極東政策構想と沖繩返還

第一節 米戦略下の沖繩基地

1 沖繩基地の戦略的価値

2 米戦略と沖繩基地

第二節 新極東政策構想と沖繩返還

1 沖繩返還の諸条件と新政策構想

2 対日関係と沖繩返還

3 対中関係と沖繩返還

第四章 沖繩返還と韓国外交

第一節 沖繩基地と韓国の安全

第二節 日米返還交渉における韓国の思惑

1 「核抜き・本土並み」返還に対する懸念

2 基地反対運動

3 米国の孤立主義と沖繩返還

4 返還交渉における韓国の思惑

第三節 韓国の外交

1 政府及び国会の動向

2 EC一二期撃墜事件と特使の派遣

3 共同対応の模索

4 日韓閣僚会談と対日交渉

5 米韓首脳会談と対米交渉

第四節 沖繩基地の韓国移転問題と済州島基地提供案

第五章 日米返還交渉における韓国問題

第一節 日米両国の対韓認識

1 日本の対韓認識

2 米国の対韓認識

第二節 佐藤・ニクソン首脳会談と「韓国条項」

1 NSC秘密決定と返還交渉

2 佐藤・ニクソン共同声明と「韓国条項」

3 「韓国条項」の意義

第三節 「韓国条項」と日本の立場

第六章 「核抜き」返還と核兵器の韓国移転

第一節 「核抜き」返還とニクソン政権の対応

第二節 韓国移転の可能性

1 韓国移転の可能性

2 移転の意義

終章 結論——沖繩返還にみる日米韓の政策

第一節 デタントと「韓国条項」からの離脱

1 在韓米軍の撤退と韓国の動向

2 「韓国条項」からの離脱

第二節 沖繩返還にみる韓国の安全をめぐる日米韓の政策

参考文献

参考文献

二

右の論文構成に明らかなように、尹君の論議は沖繩返還交渉の国際的な背景において多岐に亘っている。その論議で主なもの（一）ニクソン政権の登場とその新しい極東政策構想、（二）日本政府の沖繩返還要求と日米関係、（三）一九六〇年代末期の

韓国の内外情勢と米韓関係、(四)米国の構想する米中接近によるアジアの脱冷戦化への動きとそれに対する韓国の懸念、(五)応分の安全保障上の負担の分担を同盟国に要求する米国の考え方、(六)韓国の安全保障にとって死活的である米国の関与と、その関与が生み出す抑止を確実にするための沖繩にある核兵器の韓国への移転、(七)さらに米国の韓国への安全保障関与と、軍事基地としての沖繩の日本への返還後においても再保証するための「韓国条項」成立へ向けての韓国政府の外交努力、(八)韓国の安全保障に関する日本外交のリアリズムの回復などである。全体としてこれらの問題群が次第に必然的と表現できるほどに相互に関係し、それらが各国の立場から政策に翻訳されるなかで、日米韓三カ国の利害が最終的に「韓国条項」に収斂してくる過程が精緻に分析され論じられていることは高く評価される。

それではこれらの問題群についての論議を、ニクソン政権の新たなアジア政策構想と沖繩返還(第二章から第三章、ならびに沖繩返還をめぐる政策過程における韓国の安全保障問題に対する日米韓三カ国の関係(第四章から第六章))という本論文の二つの枠組から検討してみよう。

まず前者である。一九六九年一月に発足したニクソン政権の課題は、ベトナム戦争の泥沼化から生じたアジア政策への幻滅と、孤立への回帰に向かいかねない国民世論の存在を背景に、中ソ紛争の激化と、米ソの核兵器分野における均衡といった国

際情勢の変化に応じて、早急にベトナム戦争から離脱を図り、かつ過度にわたる対外関与の軽減を図ることであった。しかし米国の急激な対外関与の縮小は、力の空白を招来し、地域的な安定を崩す恐れがあった。こうした状況に対処するニクソン政権の戦略はアジアにおける新しい平和の構造を形成することであった。それは第一に中ソ紛争を積極的に米国の政策に利用し、米国が均衡を操作することのできる米中ソの三極の勢力均衡を樹立することによって、地域の安定を図るというものであった。この行動方針からは必然的に中国との関係改善が導きだされてくる。第二にニクソン政権は、日本や韓国などの同盟国の役割分担の増大を企図し、期待した。こうしてニクソン政権の目指したアジアにおける和平の構造は地域の勢力均衡と同盟国の役割分担の増大という二重の構造を持ち、それは全体として米国の東アジアにおける伝統的な利益を維持しながら、太平洋における米軍事力の大幅な削減、すなわち過度の対外関与の清算を可能にしよとするものであった。こうした米国の新たなアジア政策の展開は、朝鮮戦争を契機に形作られたアジアの冷戦構造を大きく修正するものであった。アジアの冷戦構造とは、米中対決、ベトナム戦争、そして朝鮮半島の分断構造がその典型である。そしてこれらの構造は米中関係改善とベトナムからの早期離脱を追及するニクソン政権の基本的な外交路線によって大きく変化する。それは沖繩の地位についても大きな影響があった。具体的には、まず米中関係の改善は、中国封じ込めのため

に周辺に構築した基地のシステムを縮小して再編する機会を捉供するであろうし、ベトナム戦争からの離脱は、少なくともその戦争のために沖縄基地の自由使用に固執する必要は減ずるであろうからである。

沖縄返還は米国の東アジア政策の基本であった良好な日米関係の維持のために、そして日米安全保障条約を維持するために米国が日本側の要求に応じたものであった。けれどもこの問題はアジアにおける新しい平和の構造を模索するニクソン政権にとっては、微妙な要素をはらんでいた。対中関係の改善による米ソ中三極均衡体制の形成と、東アジア地域において日本の役割を増大させるという二つの目標はともに重要なものであった。

けれどもこの二つの目標に対して沖縄返還問題は対応の如何によつては、対日関係のみならず、対中関係にも悪い影響を及ぼすかもしれない。日米安全保障条約体制を米国のアジア政策の根幹であると考えていた米国は、沖縄返還なしには一九七〇年に近づいた日米安全保障条約の期限の延長が不可能になるのではないかと考えはじめた。また沖縄基地の中国をならむ役割の観点からすれば、沖縄返還の態様の如何は対中関係にも少なからぬ影響を及ぼすものであった。したがってニクソン政権にとつては、上記の二つの措置に基づく政策を成功させるためにも、早急な沖縄返還問題の処理が必要であった。そしてニクソン政権は、日本と中国の立場を考慮した上で、政権発足後三カ月で沖縄返還に関する基本政策を策定し、沖縄基地について

は、規模の縮小、核兵器の撤収、そして基地使用の態様についての制限を考慮するに至った。

こうした沖縄の「核抜き、本土並み」返還の実現は日本外交の大きな勝利であったが、半面、ニクソン政権は「核抜き」が中国に及ぼす含意を考えつつ沖縄返還を構想したのであった。したがって米国にとつては沖縄返還は「新しい平和の構造」を目指した外交戦略の一環であったのである。

しかしながらここに見過ごせない問題が残っていた。それは朝鮮戦争以来、長く厳しい休戦状態が継続していた韓国の安全保障の問題であった。これが本論文を検討する第二の枠組である。沖縄が日米間において新しい了解なくして返還される場合には、当然日米安全保障条約第六条の運用に関する限定、すなわち岸・ハーター交換公文に規定される事前協議制が適用されることになるはずであった。このことは、朝鮮半島での緊急事態に応じて沖縄から米軍が出動する場合には必ず米国政府は日本政府と事前協議をしなければならないことを意味した。したがって沖縄返還は韓国の安全保障の条件に重大な影響を及ぼすものとなった。当時の日本国内の韓国支援に対する否定的世論を考慮すれば、事前協議における日本政府の対応が否定的なものとなるであろうことは疑いの余地がなかった。また佐藤政権の「核抜き、本土並み」返還要求は、沖縄基地の機能の低下を招来し、北朝鮮に対する抑止力が全般的に低下することが憂慮されるにいたった。

こうして韓国政府はもっぱら自国の安全保障を確保するために、日米両国に働き掛ける類例のない外交努力を開始した。日米の沖繩返還交渉に対する韓国の対応は、第一に日米交渉に圧力をかけ、沖繩基地の韓国防衛のための機能を維持させ、基地の効果的使用を確保することが企図された。そしてさらに日本本土の米軍基地の使用においても、事前協議に際して日本政府が韓国の安全を考慮して前向きな姿勢を取るように強く働き掛けた。第二の韓国の対応としては、日米返還交渉の結果如何によつては、沖繩基地の機能をできる限り韓国に誘致して、米国の撤退の傾向に歯止をかけることが目指された。

韓国政府はニクソン政権の発足以来、沖繩返還に関連して日米両国政府に様々な経路で繰り返し韓国の強い関心を伝えた。日本に対しては、韓国の安全が日本の安全に及ぼす影響を考慮して沖繩返還交渉が韓国の安全を損なわない範囲内で解決されるよう、日韓閣僚会議など機会あるごとに主張した。また米国に対しては、特使を派遣して韓国の関心を説明する一方、首脳会談、外相会談、国防相会談などの外交接触を通じて、沖繩返還に韓国の立場が反映される方向で妥結されるように協議を行なった。

韓国のこうした働き掛けは、沖繩問題をあくまでも領土問題として日米二国間関係の枠内で処理しようとしていた日本政府にとつては少なからざる負担となり、またこれが米国の基地の使用に関する主張と相俟って、戦後初めて、日本政府の安全保

障上の対外関与に関する公式宣言を導くのである。

当時、相次ぐ北朝鮮の武力挑発に直面していた朴政権は、日本政府が有事における在日米軍の使用についての韓国の立場を了解するように要請し続けていた。この韓国の主張は、沖繩返還交渉において、ニクソン政権が日本に対して求めていたことと一致するものであった。したがって韓国政府の外交的な働き掛けは、沖繩基地が果していた極東の平和と安全に関する役割を強調して、基地の自由使用を維持確保しようとしていた米国の対日交渉を側面的に支援することにもなった。

米国には韓国の安全が日本の安全に密接な関係があることはいわば公理であるとして、有事に日本の基地を使用して在韓米軍と韓国軍を支援することは日本の安全を守るための当然の措置であるとみなす傾向があった。しかし一九六八年のプエブロ号事件や翌年のEC-119電子偵察機撃墜事件の経験から米国は事前協議制度が米軍の行動を束縛していると次第に認識しつつあった。そしてニクソン政権がアジアに対する軍事的関与の縮小を図るにつれて、米国は事前協議制度をこれ以上日本の一方的な拒否権として認めてはならないと考えはじめた。米国家安全保障会議は一九六九年はじめ、沖繩返還にあたって「核抜き」を認める代償として、在米兵力である在日米軍の基地の自由使用について日本政府の了解を得るように提言していた。その後の精力的な日米交渉を経て、同年一月に開催された日米首脳会談で沖繩返還問題に伴う諸問題は解決をみた。韓国の安

全に關する在日米軍の戦闘作代行動をめぐる日米の妥協点は、日米共同声明のなかで、佐藤首相が「韓国の安全は、日本自身の安全にとって緊要である」とした「韓国条項」に集約的に表現され、かつ事前協議についての日本政府の対応については、佐藤首相のナショナル・プレスクラブにおける演説において、韓国が攻撃を受ける場合、事前協議については、「前向きかつ速やかに」態度を決定するとの言明によって再保証されたのであった。

「韓国条項」と佐藤首相の演説を合わせみれば、日本政府が韓国有事に際して、日米安全保障条約第六条の実施に關する交換公文に基づく事前協議のうち、戦闘作代行動について米國に対する日本側の迅速な「諾」の保証を与えたと評価することができる。米國は、沖繩返還に際して、沖繩における軍事行動の自由を確保する法的権限を放棄した代償として、日本本土を含む基地の使用における柔軟性を獲得することができたのであった。この結果は米國と韓国にとっては満足すべきものであったのである。

ところで韓国はこうした基地使用の態様についての日本の譲歩のみで満足してはいなかった。韓国は沖繩返還によって、沖繩の米軍基地から失われる機能については積極的に韓国に移転することを米國に働き掛けた。その結果沖繩から韓国に戦術空軍や戦略備蓄物資の一部、あるいは通信施設などが移された。しかし最も重要であったのは戦術核兵器の韓国移転であった。

米國の国内法によって米國政府は核兵器の所在や存否については肯定も否定も出来ないこととされている。しかしながら幾つかの確度の高い状況証拠から、沖繩返還の時期に沖繩から韓国へ、主として地上戦に關係する戦術核兵器が移転されたことは明らかである。この時期から朝鮮半島は北大西洋条約機構のヨーロッパ正面と並んで、アジアでは唯一の核兵器による明確な「データランス・フォーミュラ」を有する戦略正面となった。

第二次世界大戦後、日本と韓国はともに米國の同盟国であるにもかかわらず、両国間に存在する歴史と認識の相違によって、安全保障上の連携が両国間に明示的にせよ黙示的にせよ存在することはなかった。しかし日韓の間に安全保障上の連携がないのは、この地域を一つの戦域として安全保障を考えていた米國の認識に反するばかりでなく、太平洋における米軍の運用にも大きな制約となっていた。一九六五年の日韓国交正常化の背後には、こうした点を是正しようとする米國の強い希望も存在した。しかし日韓国交正常化以降も、安全保障問題に關する限り、日韓關係はあくまで米國を仲介とする間接的な關係にとどまっていた。しかしながら沖繩返還を契機に日本が韓国の安全が自らの安全にとって緊要であることを明らかにしたために、米國は戦後一貫して求めてきた日韓間の安全保障上の連携を確立することにひとまず成功し、太平洋における米軍勢力の効率的な運用が可能となった。そして沖繩返還をめぐって出現した日米韓三カ国の關係は、極東において日米安全保障条約と米韓相互

防衛条約に基づいた、米国を中心とする安全保障上の事実上の三国同盟となったのである。

## 三

本論文は日米韓三国の沖繩返還をめぐる政策を研究することを通じて、現代国際政治研究に幾つかの注目すべき局面を開き、かつ新たな知見を加えている。第一に指摘すべきは、従来日米二国間の交渉の枠組でしか論じられてこなかった沖繩返還交渉をはじめ極東の権力政治、さらには世界政治の文脈のなかに位置付けたことである。さらにその行論の過程において、著者は日、英、韓国の三カ国語を駆使しつつ、各国の政策を分析するに際して、努めて研究対象との間に等距離の姿勢を堅持して、客観性の確保に意を用いていることは評価されるべきである。

第二に史料面での特徴である。沖繩返還交渉は、最も公文書の一般への公開が進んでいる米国においても、未だ交渉当時の政府文書は公開に至っていない時期の研究主題である。また日本と韓国における史料状況については、米国よりも条件がよいとは言えない。しかし著者は、米国については公表されている米国議会の公聴会などの記録を綿密な調査に基づいて利用している。また日本と韓国については、公開されている材料の他に、当時政権の中核にあった人々への面接聴取に基づいて分析と論議を展開している。これらの方法によって、かなりの程度に史

料面での制約を克服していると判断してよいと思われる。これら史料の特徴の一部を紹介すると、韓国については、丁一権國務総理(当時)、朴忠勲副総理(当時)、崔栄喜国防長官(当時)、柳柄賢元駐米大使などの人々に対する面接聴取が代表的である。これらの人々の記憶と証言から、文書史料では分析に限界の存在する韓国の外交政策がよく立体的に描かれている。また日本については楠田実首相秘書官らに面接聴取を実施している。これらは将来においても歴史的な証言として価値あるものである。

一方米国議会資料の活用については、プエブロ号事件の分析が代表的であり興味深い。同事件に際して、プエブロ号が北朝鮮海軍に捕獲され、その後四時間にわたって港に向かって曳航されている間、米軍がなす術がなかった理由の一つに、日本本土からの戦闘作戦行動を行なう場合の、事前協議の問題が存在した。危機に際して極東の米軍当局は、こうした場合の日本政府の事前協議への対応が限りなく「否」に近いとの前提のもとで、日本本土からの米軍の出勤を最初から選択肢として除外していた。こうした事実が米政府関係者の議会における証言において明らかにされている。この問題が後の沖繩返還にもなう基地使用のあり方をめぐる日米韓関係の核心部分に存在したのであったが、当時ほとんど顧みられなかったこうした議会証言を掘り起こしたことは著者の綿密な仕事振りの一部である。

さて日本が「韓国条項」によって隣接国の安全について関心

を表明したことが戦後初めてであるという指摘は、本論文に限らず珍しいものではない。しかしながら北朝鮮の冒険主義の脅威に直面した韓国に対して、韓国を安心させ北朝鮮を牽制する目的をもって、後に日米共同声明の中の「韓国条項」に謳われたと同じ認識が、一九六八年と六九年の二回に亘って、日韓閣僚会議において、日本側からすでに早く明らかにされていたことは著者が初めて指摘したものである。日本側がこうした認識を二度に亘って徐々に踏み込む形で明らかにしていったことは、対韓国、対米関係を見つづ進められていた、当時の日本政府の誠に手堅い対処振りを想起させるものである。

韓国政府の沖繩返還に対する懸念は米国の韓国防衛に関する関与の確保にあった。その確保を韓国は二つの方法で達成しようとした。第一は韓国有事に際しての日米安全保障条約第六条に基づく事前協議のうち、戦闘作戦行動について日本政府の米国に対する迅速な「諾」の保証を獲得することであった。第二は沖繩返還にともなう米軍勢力の再編と再展開のうち、一部核兵器を韓国が進んで自国領土内に受け入れることよってである。従来の研究では、前者については大なり小なり触れられてきたが、後者については無視され続けてきた。しかし韓国政府の立場からすれば「韓国条項」と核兵器の自国への導入が相俟ってはじめてよりよい安全保障を確保し得たと考えられていたのである。別言すれば韓国の沖繩返還後の安全保障への対応は、戦後核兵器の韓国移転をもって完結するものであったのである。

これらに関する分析は、韓国が置かれていた厳しい国際環境を検証すると同時に、同国政府の安全保障確保へ向けての尋常ならざる努力を余すところなく跡付けている。

もとより本論文にも瑕瑾がない訳ではない。それは著者の日本政府の対韓国政策に対する理解についてである。著者が日米韓三国の政策という研究対象に努めて等距離の分析姿勢を貫こうと努力していることはすでに触れた。しかしそうした努力にもかかわらず、著者は「韓国条項」は、戦後日本が初めて他国の安全に対する直接的な関連を認めた珍しい意思の表明であると同時に、南北朝鮮問題に中立を堅持しようとする日本の伝統的な対朝鮮半島政策の流れからも全く異例であった」というように論じることが多い。前段の論議についてわれわれは異存はない。けれども後段には問題があるのではないか。たしかに問題によっては日本の対韓国政策と対朝鮮半島政策は別個に分析することのできる部分と、分離しては分析できない側面があることは否定できない。しかしながらこと安全保障の問題が背景に存在する場合にあっては、戦後日本の朝鮮半島政策が南北朝鮮の間において中立を堅持しようとするものであったとは言えないであろう。「韓国条項」以前においても、一九六五年の国交回復以来、ごく近年に至るまで日本政府の朝鮮半島政策の実態は韓国一辺倒であったと認識すべきである。著者の日韓関係における相互の認識の差異について感受性に欠けるところが、日韓関係に関する部分の叙述をいささか平板にしていることは

否めない。

しかしながら、こうした欠点はあるものの、本論文は右に述べたように、沖縄返還交渉をめぐる日米韓三国の政策を綿密に分析検討して、この問題を単に日米関係ではなく広く北東アジアの安全保障の枠組、さらには世界政治のなかで論及している。さらにその論議は周到な研究に裏付けられ、明晰であり、成果には独自のものがある。これらは極東における現代国際政治の理解を深めるとともに、今後の研究に示唆するところ大きなものがある。われわれは、尹徳敏君に法学博士（慶應義塾大学）の学位を授与することが適当であると考える。

平成三年一月二十八日

主査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員

法学博士 神谷 不二

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員

池井 優

副査 慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員

法学博士 小柴 政夫